

令和2年4月28日

保護者各位

幼保連携型認定こども園
竹の台保育園
園長 高島 知加子

『特別保育』延長のお知らせ

平素より当園の保育運営にご理解・ご協力をいただき誠にありがとうございます。
緊急事態宣言後も市内で一定数の感染者が発生し続けていることなどを挙げ「予断を許さない状況にあり、感染拡大を食い止めるために、引き続き、外出自粛の取り組みを徹底する必要がある」とし、本日神戸市より『特別保育』期間の延長が要請されました。

それに伴い、引き続き保育の受け入れは、医療従事者や警察・消防救急関係
ライフラインを維持するために必要な職業に従事している他、真にやむを得ない場合のみ
とさせていただきます。

(※例示している以外の職業に就かれていまする場合でも業務継続が必要であることが
確認できたならば、保育を受けることは可能です)

更に、2日・9日に加えて、16日・23日・30日の土曜日もお弁当日とさせていただきます
ので、登園予定の方はお忘れのないようご注意ください。

また特別保育の延期に伴い、5月7日(木)～30日(土)までの間に登園を予定されて
いる方は申出書の提出が必要となります。ダウンロードし、必要事項をご記入の上
登園スケジュールも合わせてご提出ください。

(申出書については、一度提出されている方は登園スケジュールのみで結構です。)
ダウンロードからの印刷が難しい方は、お渡しいたしますので
インターホンにてその旨お伝えください。

おおよその登園する子どもの人数が把握できれば、配置する職員の調整が行えますので
ご協力の程、お願い申し上げます。

開園時間内にお届けいただくか、ポストに投函していただけますと幸いです。

(保育園門扉より小学校側に数歩ほど進んだところにあります)

自粛期間が長期に渡り、保護者の方も子どもたちもかなり疲労が溜まっていることと
存じます。特別保育の要請故、リフレッシュのための園開放はできませんが、ご不明点や
ご不安なことがありましたら、気兼ねなく保育園までお電話ください。

顔を合わす機会が設けられなくとも、保護者の方々と子どもたちに寄り添い
もう暫くの辛抱の間、共に頑張っていきたい所存でございます。

末尾に神戸市からの周知文も添付しております。併せてご参照ください。

特 別 保 育 申 出 書

私は、緊急事態宣言が発令されている状況においても、業務継続が必要な業務に従事していますので、以下のとおり特別保育が必要である旨を申し出ます。

施 設 名 : _____

園 児 名 : _____

保 護 者 名 : _____

	父	母
勤務状況	<input type="checkbox"/> 医療従事者 <input type="checkbox"/> 警察・消防等に勤務 <input type="checkbox"/> 介護施設等に勤務 <input type="checkbox"/> 社会機能を維持するために必要な業務に従事 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 医療従事者 <input type="checkbox"/> 警察・消防等に勤務 <input type="checkbox"/> 介護施設等に勤務 <input type="checkbox"/> 社会機能を維持するために必要な業務に従事 <input type="checkbox"/> その他 ()
勤務先名		
勤務日 <small>勤務日を○で囲んでください</small>	月・火・水・木・金・土・不規則	月・火・水・木・金・土・不規則
保育が必要な時間	:	~ :

緊急連絡先 ①	お 名 前 :
	子どもとの関係 :
	電 話 番 号 :
緊急連絡先 ②	お 名 前 :
	子どもとの関係 :
	電 話 番 号 :

登園スケジュール

保育の必要な日に、利用理由と時間を記入し申出書と合わせて提出してください。

クラス _____

園児氏名 _____

保護者氏名 _____

提出日 令和2年 月 日

月	火	水	木	金	土
4	5	6	7	8	9
11	12	13	14	15	16
18	19	20	21	22	23
25	26	27	28	29	30

(記入例)

登園スケジュール

保育の必要な日に、利用理由と時間を記入し申出書と合わせて提出してください。

クラス ひよこぐみ

園児氏名 たけの だいこ

保護者氏名 たけの ほいく

提出日 令和2年5月 7 日

月	火	水	木	金	土
4	5	6	7	8 9:00~16:00 出勤のため	9
11	12	13 8:00~15:00 出勤のため	14	15	16
18 9:00~17:00 出勤のため	19	20	21	22	23
25	26	27	28	29	30

保護者の皆様へ

神戸市

保育所・認定こども園の特別保育期間を延長します

本市において、保育所・認定こども園における感染拡大防止をより一層徹底し、子どもの命を守るため、4月14日から5月6日まで、真にやむを得ない場合に限り受け入れる特別保育に移行してきました。

しかしながら、緊急事態宣言以降も一定数の感染者が発生し続けているほか、医療機関において感染者が継続的に発生するなど、引き続き予断を許さない状況にあり、緊急事態下における感染拡大を食い止めるために、引き続き、外出自粛の取り組みを徹底する必要があることから、下記のとおり特別保育期間を延長します。

この期間中につきましては、引き続き、できる限りお仕事などの都合をつけていただき、原則として家庭での保育をお願いします。

やむを得ない事情により保育の利用を希望される方は、特別保育申出書の提出が必要ですが、既に提出いただいた方については改めての提出は不要です。

なお、保育料については、5月31日までの間で保育所等を利用されていない期間はかかりません。今後状況が変わりましたら神戸市ホームページでお知らせいたします。

記

1. 特別保育延長期間 令和2年5月7日（木）～5月31日（日）
状況によって変更する可能性があります。
2. 特別保育対象者 医療従事者や警察、消防、介護等社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な方など真にやむを得ない場合に限り受け入れ
3. 施設からの連絡 家庭保育の協力をいただいている世帯には、園児の様子や健康調査の連絡を施設より行うことがあります。園児の居所が変わる場合には、施設まで連絡をお願いします。

※ 神戸市では、子育てに関する相談ダイヤルを設けています。子どもの育て方について、不安を感じたらご連絡下さい。



※ 特別保育期間中に子どもを保育するため有給の休暇（年次有給休暇を除く）を取得させた事業主に対する助成金の制度があります。雇用主の方などにお伝えいただければと思いますので、参考までにお知らせします。



担当：幼保振興課・幼保事業課 078(331)8181

特別保育に関する事：内線4864・4866

保育料に関する事：内線4841・4861